

介護職員等処遇改善加算にかかる情報公開（見える化要件）

令和6年6月の介護報酬改定において、介護職員等処遇改善加算が改定され、当法人においても算定を行っております。

当該加算算定要件は、①月額賃金改善要件、②キャリアパス要件、③職場環境等要件、④見える化要件の4つです。上記のうち、④の見える化要件とは介護職員等処遇改善加算の取得状況と賃金改善以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を、自社のホームページ等を活用して公表していることとされております。

加算の取得状況

当法人の各事業所における加算の取得状況につきましては、以下のサービスにより公表しております。

介護サービス情報公表システム

https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/12/index.php?action_kouhyou_pref_search_list_list=true

処遇改善に関する具体的な取り組み内容

賃金以外の処遇改善に関して、以下の取り組みを行っています。

入職促進

- ・他業者からの転職者、主婦層、中高年齢者、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築(採用の実績でも可)を行っています。
- ・職業体験の受入れや地域行事への参加や主催者等による職業魅力向上の取組の実施をしています。

資質の向上

- ・働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援やより専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対するユニットリーダー研修、ファーストステップ研修、喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等を行っています。
- ・上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ・働き方等に関する定期的な相談の機会の確保をしています。

両立支援・多様な働き方の促進

- ・子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等が充実しています。
- 職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備を行っています。

健康管理

- ・短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施をしています。
- 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備をしています。

生産性向上のための取組

- ・厚生労働省が示している「生産性向上ガイドライン」に基づき、業務改善活動の体制構築（委員会やプロジェクト

チームの立ち上げ、外部の研修会の活用等）を行っています。

- ・現場の課題の見える化（課題の抽出、課題の構造化、業務時間調査の実施等）を実施しています。
- ・5S活動（業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰、の頭文字をとったもの）等の実践による職場環境の整備を行っています。
- ・業務手順書の作成や、記録、報告書様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減を行っています。
- ・介護ソフト（記録、情報共有、請求業務転記が不要なもの。）、情報端末（タブレット端末、スマートフォン端末等）の導入をしています。
- ・介護ロボット（見守り支援、移乗支援、移動支援、排泄支援、入浴支援、介護業務支援等）又はインカム等の職員間の連絡調整の迅速化に資するICT機器（ビジネスチャットツール含む）の導入をしています。
- ・業務内容の明確化と役割分担を行い、介護職員がケアに集中できる環境を整備。特に関節業務や（食事等の準備や片付け、清掃、ベッドメイク、ゴミ捨て等）がある場合は、いわゆる介護助手等の活用や外注等で担うなど、役割の見直しやシフトの組み換え等を行っています。
- ・各種委員会の共同設置。各種指針・計画の共同策定、物品の共同購入等の事務処理部門の集約、共同で行うICTインフラの整備、人事管理システムや福利厚生システム等の共通化等、協議化を通じた職場環境の改善を行っています。

やりがい・働きがいの醸成

- ・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
- ・地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施をしています。
- ・利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供をしています。